

令和2年度

健全化判断比率
資金不足比率

川 本 町

(総務財政課)

目 次

1.	健全化判断比率及び資金不足比率について	1
2.	令和元年度決算に基づく算定結果で見る町 財政の現状	1
3.	実質赤字比率	2
4.	連結実質赤字比率	2
5.	実質公債費比率	4
6.	将来負担比率	5
7.	資金不足比率	7

1. 健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月1日全面施行されました。

この法律では、地方公共団体の財政の健全性を判断するための4つの指標と健全化のための是正措置が必要となる基準を掲げ、それらの指標の算定と公表を義務づけています。

また、公営企業の経営の健全性を判断するため、公営企業を経営している地方公共団体に対し、公営企業の資金の不足比率の算定と公表を義務付けています。

この法律に基づいて算定した川本町の令和2年度の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を公表します。

2. 令和2年度決算に基づく算定結果で見る町財政の現状

令和2年度決算に基づく川本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準を下回りました。

■ 健全化判断比率

(単位:%)

指 標	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0	40.0
実質公債費比率	9.1	8.1	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	18.5	9.4	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないため「—」で表示しています。

■ 資金不足比率

(単位:%)

会 計 名 称	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
簡 易 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
農業集落排水処理事業会計	—	—	

※ 簡水会計及び農業集排会計は資金不足を生じていない(黒字である)ため「—」で表示しています。

3. 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額①}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{2,253,873} \text{ 千円} = 0\%$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額含む

[趣旨] 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率。
赤字の深刻度を把握するための比率で、この比率が高いほど赤字の解消が難しくなります。

[定義] 一般会計 = 一般会計
実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額
支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額
事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
標準財政規模 = 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

■ 一般会計の実質赤字額 (単位: 千円)

会計名称	歳入総額 (ア)	歳出総額 (イ)	歳入歳出 差引額 (ア－イ) (ウ)	翌年度に繰り 越すべき財源 (エ)	実質収支額
					(ウ－エ) (オ)
一般会計	5,232,972	5,140,961	92,011	34,186	57,825 ①

[結果] 実質収支額が5,782万5千円の黒字であったため、一般会計等の実質赤字額は生じておらず実質赤字比率は算定されません。

4. 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額①+②+③+④}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{2,253,873} \text{ 千円} = 0\%$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額含む

※ ④に計上される法適用に該当する公営企業は川本町にはありません

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字(資金不足)の標準財政規模に対する比率。川本町の会計には、行政運営の基本的な経費を経理する中心的一般会計と特定の事業を行う

必要がある場合や法律に設置が義務付けられた各特別会計があり、全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体としてみた赤字の深刻度を把握するための比率。

- [定義] 連結実質赤字額 = A及びBの合計額がC及びDの合計額を超える場合の合計額
- A 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字合計額
- B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

■ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計 (単位:千円)

会計名称	歳入総額 (ア)	歳出総額 (イ)	歳入歳出 差引額 (ア-イ) (ウ)	翌年度に繰り越 すべき財源 (エ)	実質収支額
					(ウ-エ) (オ)
国民健康保険	495,746	491,178	4,568	0	4,568
後期高齢者医療	143,816	143,764	52	0	52
計	639,562	634,942	4,620	0	4,620 ②

■ 公営企業会計(法非適用) (単位:千円)

会計名称	歳入総額 (ア)	歳出総額 (イ)	算入地 方債※1 (ウ)	翌年度に繰り 越すべき財源 (エ)	(ア-イ- ウ-エ) (オ)	解消可能資 金不足額※2 (カ)	資金不足 ・剰余額
							(オ+カ) (キ)
簡易水道	238,265	234,224	0	0	4,041	0	4,041
農集落排水処理	55,534	55,534	0	0	0	0	0
計	293,799	289,758	0	0	4,041	0	4,041 ③

※1 算入地方債 …………… 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和元年度末残高

※2 解消可能資金不足額 …… 事業の性質上、将来の料金収入等で解消することが予定される資金不足額

[結果] 連結の実質収支額(①+②+③)が6,648万6千円の黒字であり、連結実質赤字額は生じていないため連結実質赤字比率は算定されません。

5. 実質公債費比率

(地方債の元利償還金⑤＋準元利償還金⑥)

$$\frac{\text{－(特定財源⑦＋元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税算入額⑧)}}{\text{(標準財政規模⑨－元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税算入額⑧)}} = 9.1\%$$

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合がわかります。

(単位:千円)

区 分		30年度	元年度	2年度	
地方債の元利償還金	地方債の元利償還金 (ア)	423,749	474,850	484,997	
	うち繰上償還に係るもの (イ)				
	(ア)－(イ)	423,749	474,850	484,997	⑤
準元利償還金	公営企業の地方債の償還に充てられたと認められる繰出金 (ウ)＋(エ) A	77,574	73,794	72,454	
	簡易水道事業繰出金 (ウ)	30,612	32,330	31,160	
	農集排事業繰出金 (エ)	46,962	41,464	41,294	
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 (オ)＋(カ) B	21,939	22,479	25,204	
	邑智郡総合事務組合負担金 (オ)	11,042	11,042	11,042	
	江津邑智消防組合負担金 (カ)	10,897	11,437	14,162	
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの (キ)＋(ク) C	5,363	5,289	5,214	
	川本福祉会償還補助 (キ)	5,363	5,289	5,214	
	農業振興資金への利子補給 (ク)	0	0		
	一時借入金利子 D	136	45	42	
	(A＋B＋C＋D)	105,012	101,607	102,914	⑥
特定財源	公営住宅使用料 (ケ)	0	0	0	
	告知放送使用料 (コ)	0	0	0	
	建設補助金財源発行した地方債に係る補助金の元利償還金 (サ)	0	1	1	
	国や都道府県等からの利子補給 (シ)	0	0	0	
	(ケ)＋(コ)＋(サ)＋(シ)	0	1	1	⑦
普通交付税算入額	過疎債、辺地債等に係るもの (ス)	314,279	352,170	362,194	
	事業費補正・密度補正に係るもの (セ)	64,602	55,641	48,448	
	(ス)＋(セ)	37,881	407,811	410,642	⑧

標準財政規模	標準税収入額等 (ソ)	403,507	402,237	429,063
	普通交付税額 (タ)	1,671,751	1,718,789	1,766,416
	臨時財政対策債発行可能額 (チ)	82,637	61,059	58,394
	(ソ)+(タ)+(チ)	2,157,895	2,182,085	2,253,873
実質公債費比率(単年度)		8.425%	9.505%	9.617%
実質公債費比率(3ヵ年平均)		9.1%		

⑨

〔結果〕 実質公債費比率は令和2年度決算(平成30年度から令和2年度の3年平均)では警戒ラインの18%を下回る9.1%となりましたが、前年度8.1%から1.0ポイント増加しました。

これは、平成28年度に整備した木路原・南佐木地区定住促進住宅や平成28年度分中倉日向線改良事業等に伴う借入の元金償還が開始することに伴い地方債の元利償還金が増加(1,014万7千円)したことが影響しています。

なお、令和2年度の地方債元利償還金4億8,499万円7千円の内、償還に併せて交付税措置される額が4億1,064万2千円とその大部分を占めます。これは、地方債の大半を過疎債、辺地債、臨時財政対策債などの交付税措置率の高いものに限定していることや近年行った臨財債の繰上償還の影響等によるものであり、実質公債費比率を抑制する大きな要因となっております。

しかしながら、平成27年度以降庁舎移転事業などの普通建設事業に伴う借入額の増大や邑智郡総合事務組合による新可燃ごみ処理施設等整備に伴う借入、公立邑智病院による病院建替事業による借入、令和2年度に完成したまちごと魅力化センター整備に伴う借入の償還が令和5年度以降発生することから、今後も上昇し続けることが見込まれます。今後も本数値を意識した借入金額の設定が必要となります。

6. 将来負担比率

$$\frac{\text{将来負担額⑩} - (\text{充当可能基金額⑪} + \text{特定財源見込額⑫} + \text{地方債現在高等に係る普通交付税算入見込額⑬})}{(\text{標準財政規模⑭} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る普通交付税算入額⑮})} = 18.5\%$$

〔趣旨〕 地方債残高など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。この比率は一般会計等が背負っている借金が標準的な年間収入の何年分であるかということを表し、比率が高い場合は財政運営上の問題が生じる可能性が高くなることが懸念されます。

(単位:千円)

区 分		元年度	2年度
将 来 負 担 額	一般会計等の年度末地方債現在高 (ア)	4,880,699	5,220,349
	債務負担行為に基づく支出予定額 (イ)	31,130	11,555
	簡易水道事業の地方債の償還に充てたと認められる繰出 (ウ)	546,326	565,097
	農業集落排水処理事業の地方債の償還に充てたと認められる繰出 (エ)	402,124	371,726
	組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額 (オ)+(カ)	86,938	78,919
	邑智郡総合事務組合負担金 (オ)	10,976	0
	江津邑智消防組合負担金 (カ)	75,962	78,919
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 (キ)	644,241	634,014
	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)	6,591,458	6,881,660
充 当 可 能 基 金 額	財政調整基金 (ケ)	612,285	614,585
	減債基金 (コ)	893,629	898,379
	学校教育施設整備基金 (サ)	92,967	87,660
	公共施設等総合管理基金 (シ)	521,357	505,332
	福祉施設整備基金 (ス)	0	0
	国民健康保険基金 (セ)	40,932	48,113
	川本町雇用創出基金 (ソ)	29,484	10,000
	江の川地域活性化事業基金 (タ)	10,933	10,584
	過疎地域自立促進基金 (チ)	1,413	1,414
	(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)+(ス)+(セ)+(ソ)+(タ)	2,202,900	2,176,067
特 定 財 源 見 込 額	建設補助金の財源として発行した地方債に係る補助金の元利償還金 (ツ)	1	1
	(ツ)	1	1
普 通 交 付 税 算 入 見 込 額	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (テ)	4,220,766	4,363,357
	(テ)	4,220,766	4,363,357
標 準 財 政 規 模	標準税収入額等 (ト)	402,237	429,063
	普通交付税額 (ナ)	1,718,789	1,766,416
	臨時財政対策債発行可能額 (ニ)	61,059	58,394
	(ト)+(ナ)+(ニ)	2,182,085	2,253,873
普 通 交 付 税 算 入 額	過疎債等の当該年度元利償還金に係るもの (ヌ)	352,170	362,194
	事業費補正等の当該年度元利償還金に係るもの (ネ)	55,641	48,448
	(ヌ)+(ネ)	407,811	410,642
将来負担比率		9.4	18.5

[結果] 将来負担比率は、令和元年度9.4%でしたが、地方債現在高等将来負担の増加が充当可能基金や償還に係る交付税見込額等を大幅に上回ったことにより、対前年度9.1ポイント悪化した18.5%となりました。早期健全化比率の350%は大きく下回っていますが、今後も引き続き地方債借入の抑制等により地方債現在高の減少に努めていく必要があります。

7. 資金不足比率

$$\frac{\text{資金不足額⑩}}{\text{事業の規模⑪}} = \frac{0}{\text{事業の規模⑪}} \text{ 千円} = 0\%$$

[趣旨] 公営企業の資金不足を指標化し、経営の深刻度を示す比率。

[定義] 資金不足額 = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

■ 簡易水道事業特別会計 (単位:千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減	
資金不足額	0	0	0	⑩
事業の規模	82,611	81,814	797	⑪
資金不足比率	—	—	—	

[結果] 剰余額が404万1千円であったため、資金不足額は生じておらず資金不足比率は算定されません。

■ 農業集落排水処理事業特別会計 (単位:千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減	
資金不足額	0	0	0	⑩
事業の規模	9,004	8,625	621	⑪
資金不足比率	—	—	—	

[結果] 剰余額が0円であったため、資金不足額は生じておらず資金不足比率は算定されません。